

地方大学・地域産業創生交付金等の創設について

—関連事業も含めて—



内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

松尾泰樹

地方創生の基本的な考え方

東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県)への人口の転入超過は、近年12万人程度となっており、東京一極集中に歯止めがかかっていない。また、2000年から2015年の15年間で、地方(東京圏以外)の若者人口(15~29歳)は、約3割(532万人)と大幅に減少している(図1参照)。

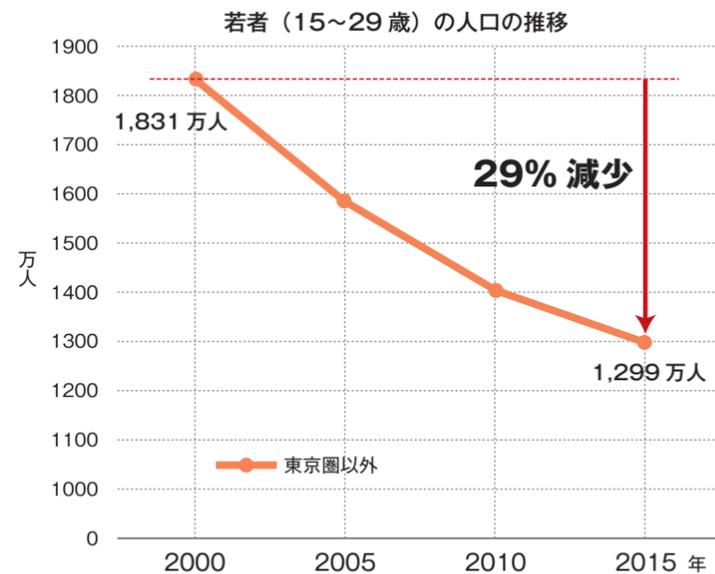
このままでは、地方において、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラルに陥るリスクが高い。そして、このまま地方が弱体化するならば、地方からの人材流入が続いてきた大都市もいずれ衰退し、競争力が弱まってしまう。また、過度な東京一極集中は、集積のメリットを超えて、通勤時間の長さ、住宅価格の高さ、保育サービス等生活環境面での多くの問題を生じさせるとともに、首都直下地震等の巨大災害に伴う被害が増大するリスクを高める。このように、東京一極集中の進行は国全体の活力を削ぐことになりかねず、東京の一極集中是正は、東京圏にとっても地方にとっても有益なことであると考えている。このような状況を踏まえ、これまで政府において「地方への新しいひとの流れを作る」ことを基本目標として地方創生の実現に向けて施策を進めてきた。しかしながら、上記のように東京一極集中は改善できていない状況にあり、特に、東京圏への人口の転入超過の大部分を占めている若者の

世代に関する対応を行っていくことは急務である^{*1}。

地方大学・地域産業創生交付金等の創設の経緯

このような中、平成28年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」^{*2}では、「地方を担う多様な人材を育成・確保し、東京一極集中の是正に資するよう、地方大学の振興、地方における雇用創出と若者の就業支援、東京における大学の新增設の抑制や地方移転の促進等についての緊急かつ抜本的な対策を、教育政策の観点も含め総合的に検討し、2017年夏を目途に方向性を

図1 地方における若者の大幅な減少



出典:総務省「国勢調査」よりまち・ひと・しごと創生本部事務局にて作成

取りまとめる」という内容が盛り込まれた。そして、これらの事項に関する検討を進めるため、平成29年2月からまち・ひと・しごと創生担当大臣のもとで「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」^{*3}(以下「有識者会議」という)を開催してきた。

平成29年6月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」では、有識者会議での検討等を踏まえて、「地方の特色ある創生のための地方大学の振興」という項目が設けられ、平成30年度概算要求では新規事業として地方大学・地域産業創生交付金の創設等が盛り込まれた。

その後も有識者会議での検討が進められ、平成29年12月8日に最終報告として「地方における若者の修学・就業の促進に向けて—地方創生に資する大学改革—」^{*4}がとりまとめられた。さらに、最終報告の内容を踏まえ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)」(平成29年12月閣議決定)では、「地域における若者の修学・就業を促進するための法律案を次期通常国会に提出する」という内容が盛り込まれるとともに、平成30年度当初予算では、地方大学・地域産業創生交付金を含む「地方大学・地域産業創生事業」として100億円が計上されている。

そして、平成30年2月6日には、「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案」(以下「法案」という)が閣議決定され、国会に提出された。なお、法案においては、地方大学・地域産業創生交付金等に係る内容とあわせて、今後18歳人口が大幅に減少すると見込まれる中で、東京23区の大学の定員の増加を抑制する措置も位置づけられている^{*5}。

地方大学・地域産業創生交付金等の概要

有識者会議の最終報告では、「地方大学の振興に当たっては、『総花主義』から脱却し、産官学が連携して地域産業の特性等を踏まえつつ各大学の強みのある学問領域・研究分野のさらなる強化に取り組み、特定分野においては、グローバルに競争力を持つ拠点を構築することが重要である」という考え方を示しつつ、具体的な施策として、「首長のリーダーシップの下で、産官学連携の推進体制(コンソーシアム)を構築し、当該推進体制が地域の中核的な産業の振興(ものづくり産業、観光業、農林水産業等)やその専

門人材育成等の振興計画を策定できるものとする。そのうち地方創生の優れた事業として国が認定したものに対しては、新たな交付金により支援する」という内容が盛り込まれた。法案においても、この趣旨を反映したものとなっている。

本稿では、平成30年1月11日に開催した「地方創生に関する都道府県・指定都市担当課長説明会」に配付した「地方大学・地域産業創生交付金等の取り扱い(案)について」^{*6}の内容等を中心に、地方大学・地域産業創生交付金等(以下「本交付金」という)の概要を説明する。

なお、本交付金の申請に当たっての主なポイントとしては、①各地域の強みや課題の所在を把握したうえで、地域の中核的産業として振興する分野や育成する人材像等が明確化されており、当該分野における生産額・雇用者数の増加、労働生産性の向上や、地元就職・起業等が期待できる計画であること、②コンソーシアムの主宰者たる首長を補佐する事業責任者として、産官学の強力な連携を構築し、計画案作成や事業実施において中心的な役割を果たすとともに、地域の自走が必要な期間も含めて、産官学の継続的なコミットメントを引き出すことができる十分な資質・経験を有する者を選定していること、③海外等から特定分野のトップレベルの人材を招へいしながら学部・学科や研究科を再編する等、魅力ある大学組織改革を伴う計画であること、④これらの取り組みにより、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」が進むことが期待できること、⑤国による支援期間終了後は、地域の産官学の各主体が費用分担することで自走が可能であるような計画であること、と考えている。

(1) 事業スキーム

本交付金は、首長のリーダーシップの下、産官学連携により、地域の中核的産業の振興や専門人材育成等を行う優れた取り組みを、重点的に支援するものである。これにより、地域の生産性の向上、若者の定着を促進するとともに、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を進め、学生の地方大学への進学を通じて、東京一極集中の是正を目指す。

首長のリーダーシップの下で行う取り組みであるため、

法案の規定に基づく地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画(以下「計画」という)の作成及び当該計画の認定に係る国への申請は、地方公共団体が行う。一方、計画の案の作成等について協議するため、地方公共団体は大学や事業者等とコンソーシアムを構築するものとしている。コンソーシアムは、首長を主宰者とし、首長を補佐する事業責任者(例:経済団体幹

部、国立大学の学長選考会議議長や経営協議会学外委員、私立大学を設置する学校法人の理事や評議員等の経験のある企業経営経験者等)を置くことにより、産官学の緊密な連携により事業を実施する体制を構築していただく予定である。

また、計画においては、重要業績評価指標(KPI)を設定いただく予定であり、具体的には、①計画に関連する産業の生産額等の増加額、②計画に関連する産業の雇用者数の増加数、③計画に関連する産業の労働生産性の上昇率、④計画における専門人材育成プログラム受講生の地元就職・起業数、⑤計画に関連する大学組織改革の実現の5点は必須とする予定である。

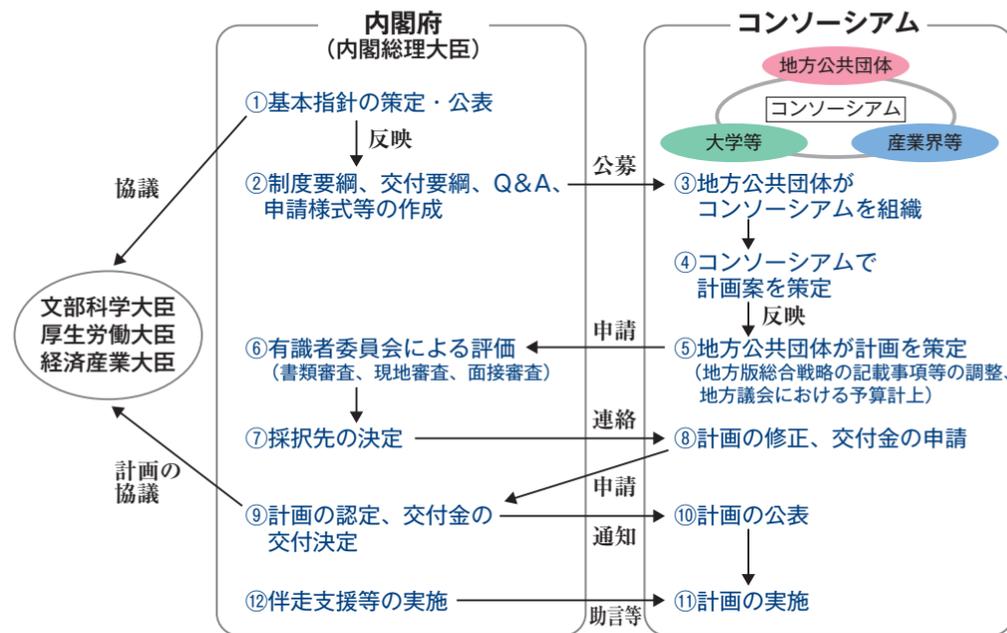
計画認定にあたっては、国の有識者委員会や専門調査機関による助言を行う等、地方における自主的・自立的な取り組みを国としても伴走的に支援して行く予定である。

(2) 申請から事業実施の流れ

法案成立後、速やかに公募関係資料を公表する予定であり、現時点では、公募締切を7月頃と想定している。申請を受け付けた後は、国の有識者委員会による評価等を経て、交付決定を行うことを予定している。

審査としては、国の有識者委員会において、書類審査、

図2 申請から事業実施までの流れ



※申請から事業実施までの流れのイメージですので、実際の運用は変更される可能性があります。

現地審査(サイトビジット)、面接審査(プレゼンテーション)を実施する。主な評価基準としては、①自立性(自走可能性)、②地域の優位性、③産官学連携の実効性、④産業振興と専門人材育成の一体性、⑤大学改革の実現可能性・実効性、⑥地域全体への波及性、⑦KPIの妥当性・実現可能性、⑧事業の先進性・大規模性、⑨事業経費の効率的な運用等を予定している。

現時点で検討している、申請から事業実施までの流れは図2のとおりである。

(3) 事業期間

国による支援期間は、原則5年間(計画自体は10年間以上)としつつ、支援期間終了後は、地域の産官学の各主体が費用分担することで自立・自走を担保することを求める予定である。

(4) 支援内容

政府予算としては総額70億円であり、地方大学・地域産業創生交付金20億円とそれと一体的に執行する地方創生推進交付金活用分50億円から成る。1件当たりの国費上限額は7億円を目安とする予定である。各地域一律に支援するのではなく、地域が一丸となって本気で改革に取り

組む優れた事業に限り重点的に支援することとしており、現時点では交付予定件数は決めていない。

本交付金は、国から地方公共団体に全額交付することとしており、大学に対しては地方公共団体から必要な経費を配分することになる。また、国から地方公共団体への交付にあたっての補助率に関しては、計画策定(計画策定のための調査費等)、コンソーシアム運営(事業責任者人件費、事務局運営費等)、産官学連携(産官学連携コーディネーターの設置、スタートアップ支援、販路拡大調査、地域・製品のブランディング、オープンイノベーション拠点整備・運営等)は2分の1とし、大学改革関係(魅力ある大学組織改革につながる海外・国内からのトップレベル人材の招へい・研究環境整備等)や大学組織改革による質の高い教育の提供、リスクの高い先端研究、先導的研究基盤の活用に向けた環境整備、先導的研究基盤・技術を活用した最先端研究等は、3分の2または4分の3とする予定である。

関連事業の概要

本交付金の関連事業として、国内の他地域を経験したうえで、地方で就業することも重要であり、それを促進・支援するため、地方と東京圏の大学生対流促進事業(3.3億円)、地方創生インターンシップ事業(0.6億円)、サテライトキャンパス調査事業(0.1億円)等計5億円が計上されている。

「地方と東京圏の大学生対流促進事業」は、東京圏の大学の学生に地方の魅力を認識してもらうとともに、地方大学に在学しても東京圏で学ぶ機会を醸成することで、若者の地方への新しい流れを生み出すこと目的として、地方圏と東京圏の大学において学生の対流等に関する取り組みを促進する事業である。

「地方創生インターンシップ事業」は、東京圏在住の地方出身学生等の地方還流や地元在住学生の地方定着を促進するために、地方企業でのインターンシップの実施等を支援するものである。具体的には、主に情報面での支援を予定しており、地方公共団体と大学がインターンシップに関して情報を共有するためのポータルサイトの整備や、大学・地方公共団体の双方のニーズに合った情報の整理・発信のための仕組みの構築、国民的・社会的気運の醸成を図るためのシンポジウムの開催等を行っていくこ

ととしている。

「サテライトキャンパス調査事業」は、東京圏の大学の地方でのサテライトキャンパスの設置に関して、地方公共団体と大学のニーズを把握し、マッチングする仕組みづくりに資する調査研究を実施するものであり、平成30年4月から委託調査を開始している。

今後の事業の実施について

本交付金において、地域の産官学の各主体が一丸となって本気で改革に取り組む意欲的な申請が数多くなされ、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学」が各地に生まれることで、地方への新しいひとの流れが実際に進むことを期待している。国としても、認定した計画に関しては本交付金による支援だけでなく、伴走支援等により、地域における計画の実施にできるだけの協力をしていきたいと考えている。

また、本交付金の関連事業に関しても、しっかりと取り組んでいきたい。特に、「地方創生インターンシップ」については東京圏の多くの大学の協力がなければ実現できないものであり、今後とも各大学には協力をお願いしたい。

なお、本稿は、平成30年4月10日時点の状況を説明したものである。今後の動きは政府の地方創生のホームページに掲載する予定であり、その内容を確認してほしい。



※1 平成28年11月には、全国知事会が「地方創生に資する人材育成・確保等に関する緊急決議」を決議し、地方大学の振興、地方の担い手の育成・確保、大学の東京一極集中の是正及びこれら3点に関する立法措置等について国へ要望が行われた。

※2 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局のホームページに掲載(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/>)

※3 「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」は、坂根正弘コマツ相談役を座長に、平成29年2月から12月までに14回開催した。会議の資料と議事要旨は内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局のホームページに掲載(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/#an18>)

※4 「地方における若者の修学・就業の促進に向けて—地方創生に資する大学改革—」(平成29年12月8日 地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議 最終報告)は、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局のホームページに掲載(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/daigaku_yuushikishakaigi/h29-12-08_daigaku_saishuuhoukoku.pdf)

※5 「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案(平成30年2月6日閣議決定)」の概要、要綱、案文・理由、新旧対照条文、参照条文は内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局のホームページに掲載(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/info/#an13>)

※6 「地方大学・地域産業創生交付金等の取扱い(案)について」は、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局のホームページに掲載(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/meeting/tihousousei_setumeikai/h30-01-11-shiryuu7-2.pdf)